

令和8年度 江田島市こどもの居場所づくり事業助成金 募集要項

江田島市では、こどもの健やかな成長又は幸せな状態の向上に資するための環境整備を図ることにより、こどもの居場所づくりを推進する活動に対し、江田島市こどもの居場所づくり事業助成金（以下「助成金」といいます。）を交付します。

募集内容は、次のとおりです。

1 助成対象活動

食事、学習、交流等の場を提供することにより、子ども及び地域の大人が気軽に立ち寄り、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを行う活動であって、次に掲げる要件を全て満たすものが対象となります。

- (1) 江田島市内で開催されること。
- (2) 次に掲げるいずれかの活動を行うこと。
 - ア 子どもへの無料又は安価な食事（おやつ等の軽食を含む。）の提供
 - イ 学習の支援
 - ウ 健全な遊び又は体験の提供
 - エ その他子どもを中心として参加者同士がコミュニケーションを図る場づくり
- (3) 公序良俗に反しないこと。
- (4) 宗教活動、政治活動又は営利を目的とした活動ではないこと。
- (5) 通年に渡り活動を実施すること。
- (6) 2か月に1回以上開催すること。
- (7) 1回の開催につき、18歳未満の子どもが3人以上参加していること。
- (8) 居場所を必要とする子どもを広く受け入れること。
- (9) 活動の実施中、帰宅時等において、利用者の安全管理に十分配慮すること。
- (10) 常に衛生面に配慮した運営に努めること。

2 助成対象者

次に掲げる要件を全て満たす団体又は個人が対象となります。

- (1) 助成対象活動について明朗な会計及び経理を実施し、その報告を行うことができること。
- (2) 継続的かつ安定的に助成対象活動を行うことができること。
- (3) 暴力団、暴力団員、暴力団員等又はこれらの団体若しくは者と不適切な関係を有していないこと。
- (4) 宗教活動、政治活動又は営利を目的とした団体又は個人でないこと。
- (5) 開設時には常駐する責任者を配置するとともに、責任者とは別にスタッフを配置できること。

3 助成対象経費

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に支出する経費であって、助成対象活動の実施に要するもののうち、次の表に掲げるものとなります。

なお、助成対象経費に対して助成金以外の他の補助金、交付金等を受けている場合は、助成対象経費から当該補助金、交付金等の額を差し引きます。

区分	費目	主な内容
開設費	修繕費又は工事請負費	建物の修繕又は改修に係る費用（助成対象活動の実施に最低限必要な改修に限る。建物の躯体の変更を伴うなど、大規模な増改築は、対象外とする。）
	備品等購入費	助成対象活動の実施に当たって必要な備品及び物品の購入費用 （1）必要と認められる書籍類及び遊具類 （2）食器類、机、いす、棚、カーペット等の什器類 （3）調理に要する鍋、フライパン等の器具 （4）冷蔵庫、電子レンジ、ポット等の家電類
運営費	食材費	食料品の購入費
	消耗品費	食器、衛生品、学習用品、絵本等の購入費
	謝礼金	学習支援、イベント、体験活動等を行うスタッフへの謝礼金（1人1回1,000円を上限とする。）
	使用料・賃借料	開催場所の使用料又は賃借料
	光熱水費	開催場所の光熱水費
	保険料	傷害、賠償責任等の保険料
	印刷費	チラシ、ポスター、パンフレット等の印刷費
	通信費	連絡に要する送料
	修繕費	備品及び開催場所の修繕費
	手数料	食品衛生責任者養成講習会の受講料及び振込手数料

4 交付額

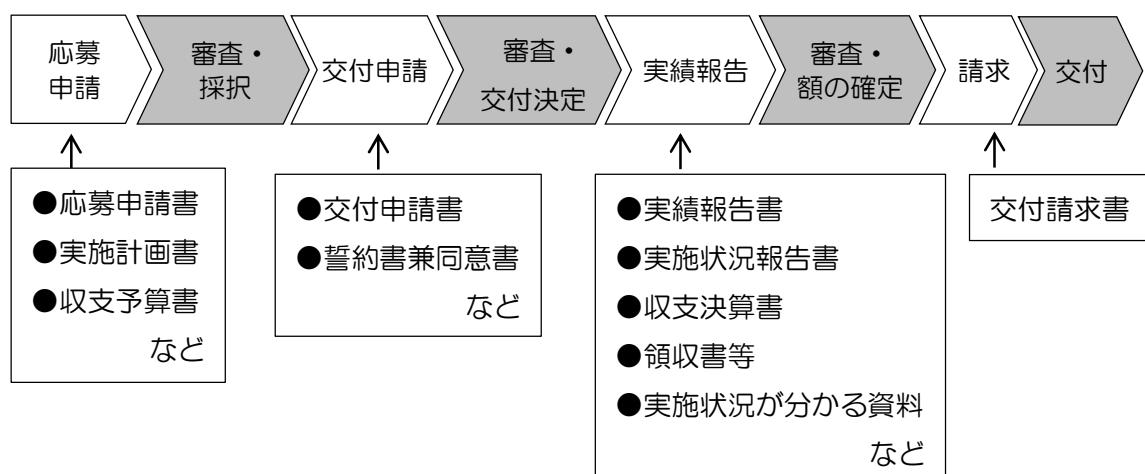
区分	内容	助成率	1団体又は1個人当たりの上限額
開設費	助成対象活動の開設に係る経費	助成対象経費に10/10を乗じた額	100,000円
運営費	助成対象活動の運営に係る経費	助成対象経費に10/10を乗じた額	50,000円

※ 開設費は、助成対象活動の開始年度に限り交付します。

※ 開設年度に運営費が発生する場合は、開設費及び運営費を交付します。

5 手続の流れ

応募申請で採択され、交付申請で交付決定を受け、実績報告で額確定となった場合の流れは、次のとおりです。



その他、活動内容の変更に伴う変更交付申請、活動の中止又は廃止に伴う中止・廃止承認申請、必要に応じた概算払等の手続があります。

6 注意事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消されることがあります。
 - ア 偽り或其他不正な手段により助成金の交付を受けた場合
 - イ 交付の目的以外の目的に助成金を使用した場合
 - ウ 江田島市こどもの居場所づくり事業助成金交付要綱（令和7年5月16日制定）の規定に違反した場合
- (2) 助成金の交付決定を取り消され場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、交付した助成金の全額又は一部の返還を命じます。
- (3) 助成金により整備した備品について、備品管理簿を整備し、適切に管理してください。
- (4) 助成対象活動に係る収入及び支出を明らかにした書類を整備し、助成対象活動が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管してください。
- (5) 助成金の使途等に関して調査を受け、又は資料の提出を求められることがあります。

7 応募申請

助成金の交付を受けようとする団体又は個人は、次のとおり手続を行ってください。

(1) 必要書類

- ア 江田島市こどもの居場所づくり事業助成金応募申請書（様式第1号）
- イ 実施計画書（様式第1号の一部）
- ウ 収支予算書（様式第1号の一部）
- エ その他に必要と認める書類（個別に依頼する場合があります。）

(2) 必要書類の入手方法

- ア Wordファイル
江田島市ホームページ上からダウンロードする。
- イ 紙ベース
子育て支援課で窓口配布します。また、子育て支援課への依頼があれば、郵送します。

(3) 提出期限

令和8年6月30日（火） 17:15必着

(4) 提出方法

子育て支援課への持参又は電子メールによる送信（kosodate@city. etajima. lg. jp）

(5) 提出に当たって

- ア 応募申請に要する経費は、全て提出者の負担とします。
- イ 提出書類は、審査結果にかかわらず、返却しません。
- ウ 提出書類に個人情報が含まれる場合は、個人情報の保護に十分に配慮してください。
- エ 江田島市情報公開条例（平成17年江田島市条例第7号）により、情報公開の対象となる場合があります。

8 応募申請後の審査等

江田島市こどもの居場所づくり事業助成金交付要綱に規定する要件を満たしているかに着目し、書類審査及び現地確認を行い、採点を付けて、採択又は不採択を決定します。現地確認を行うときは、事前に日程調整します。当該要件を満たした団体又は個人が多数の場合は、採点の高い順に採択します。

提出期限から1か月程度を目途に、採択又は不採択を決定しますが、書類審査の内容が確認できなかつたり、現地確認のスケジュールが遅れたりした場合は、当該決定が遅れることがあります。

採択又は不採択については、それぞれ通知します。採択された場合は、交付申請の手続を案内します。

9 添付書類

- (1) 江田島市こどもの居場所づくり事業助成金交付要綱

Wordファイル「江田島市こどもの居場所づくり事業助成金交付要綱（条文）」

- (2) 江田島市こどもの居場所づくり事業助成金応募申請書（様式第1号）

Wordファイル「【様式第1号】江田島市こどもの居場所づくり事業助成金応募申請書」

問合せ先

〒737-2122

江田島市江田島町中央四丁目18番28号

江田島市 福祉保健部 子育て支援課（担当：室）

電話：0823-42-2852

E-mail：kosodate@city.etajima.lg.jp